

国による大学院修士段階における「授業料後払い制度」の「授業料猶予申請」について

2023年12月1日

立命館大学

2024年度（令和6年度）から、大学院修士段階（修士課程・博士課程前期課程・専門職学位課程）を対象学種として、大学院修士段階における「授業料後払い制度(*)」が、国により創設されることに伴い、立命館大学大学院においても当該制度を導入いたしますのでお知らせいたします。

(*)2024（令和6）年度から大学院修士段階の授業料について、在学中の授業料を国が立て替え、返還は卒業後（大学院修了後）に所得に応じて後払いとする仕組みが創設されます。なお、上記学種には、先端総合学術研究科一貫制博士課程の前期課程相当を含みます。

1. 対象者について

(1) 以下の条件をすべて満たす者

- ・2024（令和6）年度以降に国内の大学院に進学した者（※）
- ・本人の希望に基づき、在学学校を通じて申請を行った者
- ・日本学生支援機構（JASSO）の修士段階を対象とした月額5万円または8万8千円の第一種奨学金と同様の家計基準および学業成績基準を満たす者
- ・過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない理由がない者。

(2) (※) 2024年度については、上記(1)に加え、以下のいずれかに該当する者のみを対象とする

- | |
|---|
| <p>①2024年度秋の新規入学者</p> <p>②2024年4月の新規入学予定者であって、学部において高等教育の「修学支援新制度」（日本学生支援機構給付奨学金）の対象となったことがあり、かつ就労等を挟まずに大学院へ進学した者。当該者については、進学先の大学院が秋まで授業料の納付を猶予する場合、本人からの申し出に基づいて2024年4月からの授業料に遡って支援の対象とする。</p> |
|---|

2. 本学の対応および手続き方法

すでに合格通知を受けた方、また出願登録を完了された方へ個別にご案内いたしますので、本制度の利用を希望する方は、そのご案内にしたがい申請してください（期限厳守）。本学は、申請内容を確認のうえ、本制度の条件を満たす方について、2024年4月入学における入学手続時納付金のうち、春学期授業料の納入を2024年秋まで猶予いたします（結果として入学手続時に納める必要のある費目は、入学金(**)・諸会費のみとなります）。制度の詳細については裏面の「授業料後払い制度の概要および留意事項」をご確認ください。

(**)本学園出身者の場合、入学金は不要です。詳しくは、入試要項または入学手続要項でご確認ください。

本猶予対象者については、入学後に授業料後払い制度の本申請やJASSOへの申請を行う必要がありますので、本猶予対象者には入学後にあらためて申請方法等をお知らせいたします。また、入学されなかった場合は、提出いただいた書類について本学にて責任をもって破棄いたします。

（裏面に続く）

○授業料猶予申請の方法：

専用 WEB ページから申請していただきます。URL 等、具体的な申請方法については、すでに合格通知を受けた方、また出願登録を完了された方へ個別にご案内いたします。

○申請期限：

【2023 年 12 月 7 日までに合格発表があり合格された方】

2023 年 12 月 6 日(水)9：00 ～ 2023 年 12 月 18 日(月)17：00 まで（期限厳守）

【上記以降に合格発表がある方で出願登録を完了された方】

2024 年 1 月 22 日(月)9：00 ～ 2024 年 1 月 31 日(水)17：00 まで（期限厳守）

<授業料後払い制度の概要および留意事項>（2023 年 11 月末現在）

- ・この授業料後払い制度は、日本学生支援機構（JASSO） 第一種奨学金（無利子の貸与奨学金）の一形態です。
- ・後払いとなる授業料（授業料支援金）については、本人に代わり JASSO から大学に支払われます。
- ・卒業後（大学院修了後）の所得に応じて、JASSO に貸与総額を後払い（返還）する仕組みです。
- ・授業料支援金は年 776,000 円を上限とすることが予定されています（現段階では決定されていません。また、入学金・諸会費は、後払いの対象とはなりません。）。
- ・保証料の支払い（機関保証への加入）が必要です（詳細の金額は未定です）。
- ・別途「生活費奨学金」として月額 1 万円から 4 万円までの 1 万円刻みで貸与（無利子）を受けることもできます（振込開始は 2024 年 11 月以降が予定されています）。
- ・「授業料後払い制度」を利用する場合、入学後に本学および JASSO に本申請を申し込む必要があります（詳細は、入学後に対象の方に対してあらためてお知らせします）。
- ・「授業料後払い制度」の猶予対象者に認定されなかった場合は、所定の期日までに必要な授業料を納入することで入学が許可されます。また、授業料後払い制度による支援額が決定した後、本学の授業料が支援額を上回る場合は、その差額を所定の期日までに納入する必要があります。
- ・「授業料後払い制度」を利用する場合、第一種奨学金を利用することはできません。
- ・第一種奨学金と同様に、優れた業績による貸与奨学金返還免除制度に出願することができます。

<注意> **授業料後払い制度の詳細については、現在も国による検討が進められています。**

国による検討の結果、本記載事項に変更が生じる場合があることをあらかじめご承知おきください。

以上

■授業料後払い制度についての問い合わせ

立命館大学 学生オフィス

【衣笠、朱雀キャンパス】 衣笠学生オフィス Tel：075-465-8494／8168

【びわこ・くさつキャンパス】 B K C 学生オフィス Tel：077-561-2854

【大阪いばらきキャンパス】 O I C 学生オフィス Tel：072-665-2135

■入学試験や出願などについてのお問い合わせ

出願、入学予定の各研究科までお問い合わせください。

<https://www.ritsumei.ac.jp/gr/inquiry.html/>

